

○北海道立噴火湾パノラマパーク管理規則（平成18年6月23日規則第94号）

---

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立噴火湾パノラマパーク（以下「噴火湾公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

一部改正〔平成18年規則97号・21年96号・25年3号〕

（遵守事項）

第3条 噴火湾公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 噴火湾公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- （2） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

（原状回復の義務）

第4条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。

（知事による管理）

第5条 条例第14条第1項の規定により知事が噴火湾公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、平成18年6月24日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規則第97号）

この規則は、平成18年11月11日から施行する。（後略）

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。